

「合理的配慮」に関する参考人（植木淳名城大学教授）への問合せ結果

（問）

「合理的配慮」については、障がい当事者から、「配慮」という言葉が恩恵的なイメージ（上から目線のイメージ）があるので、言い換え（合理的変更又は調整など）を検討してほしいとの要望をいただいている。

委員会においては、①「合理的配慮」の定義を設ける案、②言い換えを行う案（合理的変更又は調整など）が出ており、後者の意見がやや多い状況にある。

一方で、(1) 条約の訳語や障害者基本法等が「合理的配慮」で組み立てられているため、条例で別の用語を使うと、用語の統一性が図れなくなる、(2) 「合理的配慮」が浸透してきている状況で、別の言葉を採用すると、県民にとって分かりにくく、混乱を招くおそれがある、などの課題がある。

「合理的配慮」の言い換えを行うことの可否等について、ご所見を伺いたい。

（回答）

1. アメリカにおける「reasonable accommodation」は、従来は人種・性別・宗教差別を禁止する公民権法に関する判例理論の中で発展した概念であった。具体的には、特定の雇用行為が宗教的少数派に対する差別になる場合に、そのような差別を回避するために要求されたのが「reasonable accommodation」であった（例：土曜日を安息日とする宗教の信者のために勤務日を調整する）。

※この点に関して、最も詳細な文献は、中川純「障害者に対する雇用上の『便宜的措置義務』とその制約法理—アメリカ・カナダの比較研究(1)(2)(3)」法学研究（北海学園大学）39巻2号・40巻2号であろうと思われる。

上記の例から明らかなように、「reasonable accommodation」にいう「accommodation」とは、メインストリームから排除されがちな少数派を「包摂する」ための措置であるというニュアンスで使われている。そのような概念が障害者差別を禁止するリハビリテーション法やADAにおいて明文化され、「福祉ではなく平等」というメッセージが強く込められた。

※ちなみに、ADA 第1編「雇用差別禁止」では「合理的配慮」を要求しているが、ADA 第2編「公的機関による差別禁止」に関する規則は「合理的変更」(reasonable modifications)を要求しており、両者は殆ど互換的に使われている。

2. その後、1990年代に日本においてADAが紹介された時点では、研究者間で「reasonable accommodation」の訳語は統一されていなかった。先述の中川論文では「便宜的措置」となっており、2003年の植木論文では「合理的便宜」と訳している（その他にも多くの訳があった）。これが「合理的配慮」という訳語に収斂したのは、恐らくは障害者権利条約の外務省訳の影響が大きく（植木も2011年の著書で「合理的配慮」に変更した）、それ以降は、民主党政権下で障がい者制度改革推進会議→2011年の障害者基本法改正、2013年の障害者差別解消法で「合理的配慮」として「公定化」されることになった。
3. 上記のような経緯の中で、「配慮」という訳語は「思いやり」としてのニュアンスで捉えられる恐れがあり、原語の意義を正確に反映できないとの懸念もあった。実際に、障害者差別解消法制定後も「合理的配慮」を「思いやり」であるかのように印象付ける紹介は散見され、上記のような懸念には根拠がないわけではない。ただ、法を通じた社会変革を目指すという立場からすれば、現行法体系を前提とした議論をすることには戦略的な意義もあり、そのように考えれば、現行法は「合理的配慮」を「差別を回避するための措置」（＝障害のある人を差別なく包摂するために必要な措置）であるとことを明確にしていると「解釈」して、それをメッセージとして伝えることが望ましいのではないかと考えている。現実には、障害者基本法4条2項の規定ぶりは「合理的な配慮」が差別回避のための措置であることを明確にしており、障害者差別解消法8条でも「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」でも「合理的な配慮」とは「社会的障壁の除去」を内容とするものであることが明らかにされている。その意味では、自治体の条例においても、「合理的配慮」の定義規定において、上記の趣旨を強調することが望ましいと考える。